

振込規約

第1条 適用範囲

1. インターネットバンキングまたはテレホンバンキングの利用による、当社に開設されている他のお客さま名義の口座宛または全国銀行データ通信システムに加盟の他の金融機関（以下「他行」という）の国内本支店の口座宛の振込（以下「振込」という）については、この規約により取扱います。
2. 前項にかかわらず、他行の国内本支店の口座宛の外貨建ての送金については、当社の「国内外貨建て送金サービス規約」により取扱います。

第2条 振込依頼等

1. 振込依頼および振込依頼の予約（以下総称して「振込依頼等」という）は、次により取扱います。
 - (1) 振込依頼等は、当社所定の手続きにしたがい、振込先金融機関・支店名、預金科目・口座番号、口座名義、振込金額、依頼人名その他当社所定の事項を、ネットワーク端末、携帯電話機または固定電話機（以下、あわせて「端末」という）から正確に入力、または伝達して行ってください。この振込依頼等は、当社所定の手続きにしたがい端末から送信された暗証番号またはログインパスワード（以下「暗証番号等」という）が、あらかじめ当社に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。
 - (2) 当社は、当社所定の方法によりお客さまが端末から入力した事項、または伝達した事項を依頼内容とし、お客さまにおいて振込実施日（振込先金融機関に対し振込通知を発信する日をいう。以下「振込実施日」という場合同じ。）の指定がない場合（ただし、受取人の預金口座の状態などを理由として当社または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合を除く）には振込依頼として、お客さまがインターネットバンキングにおいて端末操作日の翌日以降当社所定の期限内の先日付の日を振込実施日として指定した場合には振込依頼の予約として受付けます。なお、振込実施日の指定がない場合において、受取人の預金口座の状態などを理由として当社または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合は、直後の金融機関営業日（土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくはその他政令に規定する休日、12月31日、1月2、3日を除いた日をいう。以下、「金融機関営業日」という場合同じ。）を振込実施日とする振込依頼の予約として受付けます。もしくは、振込実施日の指定がなくかつ受取人の預金口座の状態などを理由として当社または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合には振込依頼の予約として受付けます。

- (3) 振込依頼の予約を行う場合において、振込先が他行の場合は、振込実施日として指定できる日は金融機関営業日に限るものとします。
2. 振込依頼または振込依頼の予約を受付けるときに、お客さまからの依頼内容を端末に表示、または自動音声で復唱しますので、必ずその内容を確認してください。
3. 第1項の依頼内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第3条 振込依頼の予約の取消し

振込依頼の予約は、当該予約にかかる振込実施日の前日までに当社所定の手続きを行うことにより、取消することができます。

第4条 振込契約の成立

1. 振込にかかる契約（以下、「振込契約」という）は、当社所定の手続きにより当該振込取引の依頼内容が確定し、かつ振込資金および当社所定の振込手数料（以下、「振込資金等」という）の引落としが完了したときに成立するものとします。
2. 振込資金等は、当社がお客さまから受付けた振込取引の依頼内容が確定した日（以下「依頼内容確定日」という）に、お客さまが引落口座として指定した口座から引落とすものとします。
3. 前項にかかわらず、振込依頼の予約を行った場合においては、振込資金等は、当該予約にかかる振込実施日に、お客さまが引落口座として指定した口座から引落とすものとします。
4. 振込依頼の予約を行った場合において、当該予約にかかる振込実施日に残高不足により振込資金等が引落とせなかったときは、当該振込依頼の予約はなかったものとして取扱い、当社はお客さまに対し、届出のEメールアドレス宛にその旨を通知します。

第5条 振込通知の発信

1. 振込契約が成立したときは、当社は依頼内容に基づいて振込先金融機関宛に次により振込通知を発信します。
 - (1) インターネットバンキングによる振込の場合は、依頼内容確定日に振込通知を発信します。ただし、受取人の預金口座の状態などを理由として当社または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合は、直後の金融機関営業日を振込実施日とする振込依頼の予約として受け付けたうえで、依頼内容確定日の直後の金融機関営業日に振込通知を発信します。
 - (2) テレホンバンキングによる振込の場合は、依頼内容確定日当日に振込通知を発信します。ただし、振込依頼内容の確定が当社所定の時限を過ぎていた場合や金融機関営

業日以外の日の場合は、依頼内容確定日の直後の金融機関営業日に振込通知を発信します。

- (3) 前二号の定めに基づき振込通知が依頼内容確定日の直後の金融機関営業日となる場合、当社はその旨を端末に表示、または音声にて伝達します。
2. 前項にかかわらず、振込依頼の予約にかかる振込契約に基づく振込先金融機関宛の振込通知は、当該予約にかかる振込実施日に発信します。
3. 前二項に基づき当社が振込先金融機関宛に振込通知を発信した場合であっても、通信事情や振込先金融機関における事務手続上の都合等により、当該発信日当日中に受取人の預金口座への入金となされない場合があります。なお、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第6条 入金不能時の取扱い

振込先の金融機関から、振込依頼のあった受取人口座がない等の事由により振込資金が返却された場合には、当社はお客さまに通知することなく返却された振込資金をお客さまの普通預金口座に入金します。この場合、振込手数料は返却しません。

なお、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第7条 依頼内容の取消し・変更・組戻し

1. 振込契約の成立後は、その依頼内容の取消しおよび変更はできません。
2. 振込契約の成立後にお客さまが、その振込の組戻しを依頼する場合には、次の手続きにより取扱います。
 - (1) 組戻しの依頼（以下、「組戻依頼」という）は、テレホンバンキングのみにて当社所定の手続きに従い受付けます。
 - (2) 当社はお客さまからの組戻依頼に基づき、当社所定の組戻手数料を受領し、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 振込先の金融機関より組戻依頼に基づき資金が返却された場合には、当社は返却された資金をお客さまの普通預金口座に入金します。
3. 第2項において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときまたは受取人からの組戻しの承諾を得られない場合などの理由で組戻しができないことがあります。この場合には、お客さまが受取人との間で協議してください。なお、組戻しができなかった場合でも、組戻手数料は返却しません。

第8条 振込限度額

1. 当社は振込において、「1日」（基準は「午前零時」とします）あたりに振込むことがで

きる金額および「1回」あたりに振込むことができる金額（以下、あわせて「振込限度額」といいます）を定めます。この「振込限度額」は、お客さまが暗証番号等を入力する等当社所定の方法により変更することができます。ただし、「振込限度額」は、当社所定の上限金額を超えない範囲に限定されるものとします。また、当社はこの上限金額を変更する場合があります。

2. 当社は、振込限度額を超える振込依頼は受付けないものとします。ただし、振込依頼の予約については、「1回」あたりに振り込むことができる金額を超えている場合に限り、受付けないものとします。
3. 当社がお客さまの振込依頼の予約を受付けた場合においても、当該振込依頼の予約にかかる振込実施日の当社所定の時点において、当該振込依頼の予約にかかる振込金額が振込限度額を超えていた場合には、当該振込依頼の予約にかかる振込契約は当然に解約されるものとし、当社はお客さまに対し、届出のEメールアドレス宛にその旨を通知します。

第9条 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当社以外の金融機関等の責に帰すべき事由があったとき。

第10条 規約の準用

1. 振込取引に関し、この規約に定めのない事項については、auじぶん銀行取引規約等当社の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当社所定のauじぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第11条 規約の変更

当社は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2026年2月27日現在】